

「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」に係る業務委託仕様書

本仕様書は、「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 業務名称

「伝統的工芸品の後継者確保支援事業」業務

2 業務目的

伝統的工芸品産業は昨今、生活様式の変化はもとより、海外からの安価な商品の流入や消費の低迷等により生産高が減少しており、厳しい状況に直面している。また、伝統的工芸品産地においては、後継者不足が深刻な状況にあり、産地を支える後継者の確保が喫緊の課題となっている。

そこで、全国のものづくり系の学校に通う伝統工芸に関心の高い学生等を対象に、産地の工房での就業体験ツアーを実施し、伝統的工芸品の産地での製作体験、生活体験、生産者との交流を通じ、産地の理解を深め、就職、移住につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 具体的な業務内容

(1) ツアーの条件等

①対象となる伝統的工芸品産地

久留米絣、小石原焼、上野焼

②伝統的工芸品産地ごとの参加事業者数

1産地あたり1事業者以上

③ツアーの日程及び参加者数

ツアーは、学生が参加しやすい時期に実施し、1泊2日以上以上の日程で行う。

また、ツアーは1産地あたり2回以上実施（フォローアップツアーを含め2回以上とする）。参加者は各回6名程度とし、参加者数は受入事業者と調整のうえ本県と協議し決定することとする。

④参加者の旅費等

参加者の居住地からツアーの集合・解散場所までの交通費及び宿泊費は参加者の負担とするが、一部補助をすることができる。

(2) 責任者の配置

事業全体のマネジメントを行い、本県との連絡調整を行う責任者を1名配置すること。

(3) 受入事業者の募集及び選定

①受入事業者の募集

契約後、速やかに各産地組合に対し説明会を実施し、受入事業者を募集すること。受入事業者からの申込受付及び問い合わせ対応等は、受託者において行うこと。

なお、受託者には本県が把握している各産地組合の組合員についての情報を提供する。

②受入事業者の選定

受託者は書面選考を実施した上で、責任者が面談等を行い、当該事業者の現状、意欲、ツアー受入体制等について把握し、本県と協議した上で受入事業者を決定すること。

(4) 参加者の募集及び選定

①対象

参加者は全国のものづくり・工芸系の学校の学生や卒業者等のうち、伝統的工芸品産業への就職に関心のある者及び技術を習得して職人になりたいと考えている者で、令和8年度又は令和9年度に就職を希望している者を基本とする。

②募集方法

大学等の就職支援を行う部署等に協力を依頼し、ポスター等の作成・送付により本事業を学生等に周知する。協力を依頼する大学等は約130校とし、事前に本県と協議すること。

また、本事業専用のウェブサイト等を構築し、ツアーへの参加申込の受付等を行うとともにSNS等を活用するなど、伝統的工芸品産業への就職を検討している学生等に効果的にリーチする工夫を行うこと。なお、受入事業者の紹介を行う際には、学生等の関心を高める工夫を行うこと。

なお、広報に関する著作物の全ての権利は本県に帰属するものとし、ウェブサイト等のデータを本県に提供すること。

③参加者の選定

参加者の選定にあたっては、希望する職種や移住して就職することに対する熱意等について、責任者がオンライン等で面談を行った上で、本県と協議して選定する。また、必要に応じて面談に受入事業者も加えること。

(5) ツアーの実施

①ツアーにおける移動等

集合場所を遠隔地の者も参加しやすいよう工夫するとともに、ツアーの集合場所から受入事業者まで貸し切りバス等による交通手段を用意すること。また、宿泊場所は受託者が用意をし、宿泊費は受託者が負担すること。

②受入事業者での就業体験等

就業体験の内容は、受入事業者から単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや実際の作業を体験する等、受入事業者における業務や伝統的工芸品産業への認識を深める内容とすること。

また、受入事業者に就職した際に短期で離職することを避けるため、伝統的工芸品産業の現状や求められる人物像等を説明し、就職後に生活することをイメージできるよう工夫すること。

③移住に関する支援等

ツアーの中で本県や該当市町村の住環境や魅力等について、参加者に説明する時間を設けること。

また、必要に応じて本県や該当市町村の移住支援制度を利用できるよう、受入事業者及び参加者に説明を行うこと。

④その他

事業を実施するにあたっては、事故等に備え、適切な保険に加入すること。

(6) ツアー終了後のフォローアップ

ツアー終了後は、適宜、受入事業者及び参加者と連絡を取り、就職状況について確認するとともに、受入事業者及び参加者からの相談に応じること。

また、受入事業者が雇用を希望する参加者がいる場合は、ツアー終了後に適宜受入事業者及び参加者を交えたオンライン面談を実施するなど就職に向けた支援を行うこと。令和8年3月時点での参加者の就職意向状況を取りまとめ、本県に報告すること。

(7) 広報業務

本業務の取組について、ホームページやSNS等でのPRやプレスリリースを実施し効果的かつ積極的な情報発信を行うこと。

(8) 報告書作成業務

委託業務終了後は、令和8年3月31日までに実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

5 事業目標

各産地2名以上の後継者候補の確保を目指す。

6 履行期限

令和8年3月31日

7 その他

本仕様書に定めのない事項については委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。